

令和6年(ワ)第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹伸幸

被告 日本共産党

原告第9準備書面

2025年8月4日

東京地方裁判所 民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 裕 介

同 伊 藤 建

同 堀 田 有 大

同 佃 克 彦

原告は本書面で、被告の準備書面(4)に対して反論をする。

第一 同書面第1(1～12頁)に対して

一 同1(1～2頁)に対して

ここで被告は、本件につき「政治的論争の案件」であるとした上で(1頁)、
そこから

a 「言論・表現の自由の問題である」(1頁)

b 「裁判所の介入によって解決を図るべき筋合いのものではない」(2頁)

c 「原告は…政治的論争における言論・表現の自由を軽視するもの」(同頁)

d 「被告の各表現行為は、…名誉毀損とはならない」(同頁)

などと述べるが、悉く抽象論に堕しており、特段反論の必要を感じない。

畢竟ここにおける被告の言い分は、ただ主観的・抽象的に“政治的論争だから被告にオマケして”と言っているだけの、非法律的なものに過ぎない。

二 同 2（2～5 頁）に対して

ここにおける被告の主張は、徹頭徹尾失当である。

1 同（1）（2～3 頁）に対して

(一) 被告はまず 2 頁で、

「批判に対する反論としてなされた表現については、社会的評価の低下がないと認められる場合がある」

として 3 頁で 1963（昭和 38）年最判を持ち出すが、同最判は、上記のようなことは全く言っていない。

(二) また被告は、原告が原告第 5 準備書面 2 頁で、1963（昭和 38）年最判につき、

「同最 3 小判は、『言論の応酬』などという概念はひと言も述べていない」と述べたのに対し、3 頁で、

「（同最判）には、『言論の応酬』との記載がある」

と言って同最判を引用する。

しかし、同最判で「言論の応酬」という文言が登場するのは、同最判で引用されている上告人の上告理由の要約部分なのであって、同最判の判示部分ではない。

(三) そもそもここでの問題は、1963（昭和 38）年最判に「言論の応酬」という文字があるかどうかではない。

原告第 5 準備書面 2 頁で述べたとおり、1963（昭和 38）年最判は、「言論の応酬」があった場合に関する判例なのではなく、名誉毀損が「自己の正当な利益を擁護するためにやむをえず」行なわれた場合に関する判

例なのである。

しかるところ被告は、

「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

が「自己の正当な利益」にあたるのだなどという独自の見解を述べているので（被告の準備書面（2）29～30 頁）、原告は被告の見解につき、“そのようなものは『自己の正当な利益』にあたらない”と批判したのである（原告第5準備書面3頁）。

被告は、反論をするのであれば、

「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

が「自己の正当な利益」に“あたる”、という反論をするべきなのである。

原告が第5準備書面で指摘した問題を見捨て

“1963（昭和38）年最判には『言論の応酬』という記載がある”

と述べたところで、原告の主張に対する反論には全くなならない。

2 同（2）・（3）（4頁）に対して

ここにおける被告の主張は、何を言いたいのか趣旨不明である。

3 同（4）（4～5頁）に対して

（一） ここでようやく、1963（昭和38）年最判に関する本件に即した主張になるのであるが、原告が原告第5準備書面3頁で指摘した上記1（三）の問題に関する被告の応答が全くない。

つまり、

「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

は「自己の正当な利益」にあたらない、という原告の主張に対し、被告からの反論はなかったというに帰する。

(二) 結局、1963（昭和 38）年最判をふまえて被告がここで述べていることは、ただ抽象的に

「相互のやり取りの中で、『反論の応酬の域を超えない』表現である」と言っているだけであり、主張として具体性が全くない。

(三) かように被告の主張には具体性がないので特段反論の必要を感じないが、積極的に争う意味で被告の上記主張が失当であることを以下で各記事ごとに具体的に述べる。

(1) まず、甲 6 の 2 の記事（名誉毀損その 1・訴変更申立書 2～5 頁）は、原告が“党首公選制”を主張したことに対し、“党首公選制”自体の当否を論じるのではなく、そのようなことを言う原告について、

- ・ 原告は「攻撃」と「かく乱」を宣言している
- ・ 原告は「『善意の改革者』を装ってい〔る〕」

等、人格非難に終始している。

このような攻撃的な議論のすり替えであってただ人格攻撃をするに過ぎないものが、「反論の応酬の域を超えない」表現であるなどということとは全くできない。

(2) 甲 6 の 3 の記事（名誉毀損その 2・訴変更申立書 5～6 頁）も同様である。

この記事は、原告の“党首公選制”等の見解を批判するものではなく、ただ単に原告について

- ・ 「党かく乱者であることを告白」している
- ・ 「“善意の改革者”を装っていますが、党の破壊者・かく乱者である」
- ・ 「かく乱を企図し」ている
- ・ 「“善意”のかけらもない」

とひたすら人格非難に終始している。

このような攻撃的な議論のすり替えであってかつただ人格攻撃をする

に過ぎないものは、(1)と同様、「反論の応酬の域を超えない」表現であるということとはできない。

(3) 甲6の5の記事（名誉毀損その3・訴変更申立書7～8頁）も同様である。

この記事も、原告の“党首公選制”等の見解を批判するものではなく、ただ単に原告について

- ・「党大会かく乱策動」
- ・「卑劣なやり方」
- ・「卑劣な党破壊とかく乱の行動」

と原告の人格非難をするばかりであり、このような攻撃的な議論のすり替えであってかつただ人格攻撃をするに過ぎないものが「反論の応酬の域を超えない」表現であるということとはできない。

(四) 以上の次第であり、被告の提示している1963（昭和38）年最判に基づく抗弁は、

「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

が「自己の正当な利益」であるとしている時点で既に失当である。

また、1963（昭和38）年最判のいう

「他人が行った言動に対比して、その方法、内容において適当と認められる限度をこえない」

との要件について被告は、ただ抽象的に「反論の応酬の域を超えない」と言いつ放しにしているだけである点でこれもまた失当である。

(五) なお被告は5頁で唐突に、

「被告が政党として正しい姿を国民に示し、団結を維持する」

ことが「自己の正当な利益」であるかの如きことを言い出している。

これは、

「政党にとって綱領の内容を堅持し規約の内容および規約に基づく運営を守ること」

が「自己の正当な利益」であるという従前の主張（被告の準備書面（2）29～30 頁）を変更したということであろうか。

被告の上記主張の趣旨は判然としないが、いずれにせよ、

「被告が政党として正しい姿を国民に示し、団結を維持する」

ことも、民法 720 条 1 項のいう「権利又は法律上保護される利益」にあたるとはいえず、よって 1963（昭和 38）年最判の言う「自己の正当な利益」にもあたらない。

三 同 3（5～8 頁）に対して

1 被告の主張に対する反論

ここで被告は、「政治的反論については『社会的評価の低下』がないと認められる場合がある」とのタイトルの下に、2007（平成 19）年東京地判と 1990（平成 2）年熊本地八代支判を引き合いに出しているが、結局ここでは 2 つの下級審裁判例を長々と引用するだけであり、本件の具体的事案に関する主張としては、

①「批判の範囲を逸脱するものとまではいえない」（6 頁 21 行目）

②「本件の『全証拠を子細に検討』すれば、被告の反論が原告の『法的保護に値する社会的評価の低下』をもたらすものではない」（8 頁 8 行目）と抽象的に言うのみである。

つまりここにおける被告の主張は、具体的にはなんの考察もあてはめもないのであって、全く説得力がない。

2 被告の主張が失当であることの具体的な意味

かように被告の主張には具体性がないので特段反論の必要を感じないが、被告の上記主張が失当であることを具体的に述べると、二 3 (三)（●頁）で述

べたところがここでもあてはまる。

つまり、被告による甲6の2、甲6の3、甲6の5の記事はいずれも、党首公選制等の原告の見解に対する反論ではなく、ただ原告の人格非難をしているだけであり、そもそも原告に対する「批判」（上記1①）ですらない。

かかる次第であるから、甲6の2、甲6の3、甲6の5の記事による原告に対する名誉毀損は、

①「批判の範囲を逸脱するものとまではいえない」（6頁21行目）

などとはいえないし、

②「本件の『全証拠を子細に検討』すれば、被告の反論が原告の『法的保護に値する社会的評価の低下』をもたらすものではない」（8頁8行目）とも到底いえないのである。

四 同4（8～12頁）に対して

1 同（1）（8～10頁）に対して

ここで被告は、産経新聞、毎日新聞、「論座」等に現われている原告の見解を引き合いに出し、これらにつき、

「被告の社会的評価を低下させる要素を含んでいる」（10頁）

とした上で、

「しかし、被告は、点原告に対する批判的言論によって、低下した社会的評価を回復する措置を講じた」（同頁）

と述べ、あたかもそのような事情が、本件の名誉毀損その1～その3につき、被告に有利な事情であるかの如く言う。

しかし、被告が引き合いに出した原告の見解は、

- a 自衛隊活用論は国民に響かない（①）
- b 自衛隊違憲論は野党共闘の障害になる（①）
- c 党員は公式見解以外の意見を口にできない（②）

- d 国民からも“一枚岩の異質な党”だとしか見られない(②)
- e 党の基本政策は安保破棄であり、自衛隊意見・解消のままだ。これが野党共闘に大きな障害になっている(③)
- f もし共産党が党首公選を実施するならば、立候補する資格は、私にはある(④)
- g 自衛隊を認めないことが基本政策の政党は、野党の政権共闘の対象にならない(④)
- h 民主集中制の内容は、ヒラの党員は上級の決定を無条件に実行しなくてはならないとあり、パワハラと重なりあう部分がある(⑤)
- i 共産党の基本政策は、「安保廃棄・自衛隊解消」である。国際社会の常識、国民意識の常識から外れている(⑥)
- j 共産党の安保・自衛隊政策は、野党共闘の障害になっている。あまりにもご都合主義(⑦)

というものであるところ、甲6の2・甲6の3・甲6の5の各記事は、上記a～jについてどれひとつ反論をするものではなく、ただ前記二3(三)(●頁)のように原告に対する人格非難をしているだけなのである。

即ち被告は、甲6の2等の記事において、

- ・ 自衛隊活用論は国民に響く(対a)
- ・ 自衛隊違憲論は野党共闘の障害にならない(対b)
- ・ 党員は公式見解以外の意見を口にできないということはない(対c)
- ・ 国民から“一枚岩の異質な党”だと見られているということはない(対d)
- ・ 党の基本政策はが野党共闘に大きな障害になっているということはない(対e)
- ・ 党首公選は実施すべきではない(対f)
- ・ 自衛隊を認めないことが基本政策の政党でも、野党の政権共闘の対象に

はなる（対 g）

- ・ 民主集中制にパワハラと重なりあう部分はない（対 h）
 - ・ 共産党の基本政策が、国際社会の常識、国民意識の常識から外れているということはない（対 i）
 - ・ 共産党の安保・自衛隊政策は、野党共闘の障害になっていない（対 j）
- というような反論を展開しているわけではないのである。

つまるところ被告は、原告からの批判的言論に対し、具体的な反論をすることなくただ原告を人格的に貶めることしかしていないのであり、そのような低次元の反駁が、名誉毀損の違法性評価にあたって被告に有利に斟酌される余地はないのである。

2 同（2）（10 頁）に対して

ここで被告は、

「『相互のやり取りの中』の『反論の応酬の域を超えない』表現であれば、…受忍すべき」

だと述べており、被告の言い分によると、本件の原告はかかる理屈によって「受忍すべき」だと言いたいようである。

しかし、1（●頁）で述べた通り、原告の a ～ j の主張に対し、被告は、前記二 3（三）（●頁）のように原告の人格非難をしているだけなのであり、原告の主張に対する被告の応答には、そもそも「相互のやり取り」といえるような議論自体が存在しない。

また、被告の甲 6 の 2 ・ 甲 6 の 3 ・ 甲 6 の 5 における応答は、「反論の応酬の域を超え」るか否かという問題以前にそもそも、ただ原告に対する人格非難をしているだけであって、「反論」と呼べるもの自体が存在しないのである。

よって、

「『相互のやり取りの中』の『反論の応酬の域を超えない』表現であれば、

…受忍すべき」

などという一般論の当否を論じる以前に、被告の甲 6 の 2 ・ 甲 6 の 3 ・ 甲 6 の 5 における応答は、かかる一般論にそもそも全く当てはまらない代物なのである。

3 同(3) (11～12 頁) に対して

(一) (認否)

同(3)の別紙一覧のうち、…★★

(二) (反論)

ここで被告は、原告が「批判」をしていること自体をもって、あたかも自身の名誉毀損行為を正当化しているようであるが、あまりにも議論が粗い。

繰り返し述べているとおり、被告の甲 6 の 2 ・ 甲 6 の 3 ・ 甲 6 の 5 の記事は、原告の主張に対する具体的な反論がなく、ただ原告の人格批判をしているだけなのである。

かかる次第であるから、原告による「批判」という行為があったからといって、甲 6 の 2 ・ 甲 6 の 3 ・ 甲 6 の 5 の記事の名誉毀損の違法性が低減することにはならない。

第二 同書面第 2 (12～18 頁) に対して

一 同 1 (12～15 頁) に対して

1 同(1) (12～13 頁) に対して

ここにおける被告の主張は、単に、甲 6 の 2 (甲 17) の記事につき、自身の都合の良い記載部分を箇条書きにしているだけであり、全く無意味な作業である。

被告は、仮に抗弁を主張したいのであれば、本来なすべきことは、原告の主張する摘示事実（訴え変更申立書 5 頁の 3 項参照）についての公共性・公

益性・真実（相当）性の主張立証である。

即ち、

- i 「党首公選制」等の主張を、日本共産党に対する悪意に基づく敵対的な行為として行なっているとの事実
- ii 鈴木元氏の書籍と出版の時期を同じ時期にしようとしたことが、分派作りの動機・目的に基づいているとの事実
- iii 自らの除名処分を不服とする自分への同調者を募ることを宣言したことは、日本共産党に対する悪意に基づく敵対的な行為として行なっているものであり、かつ、日本共産党をかく乱させるという動機・目的に基づいているとの事実

について公共性・公益性・真実（相当）性を主張立証しなければそもそも抗弁たり得ないのである。

畢竟、ここにおける被告の主張は、全くの見当違いである。

2 同（２）・（３）（１３頁）に対して

１のとおり、被告はそもそも摘示事実自体の設定を間違えているので、ここにおける公共性・公益性の主張も、見当違いの“事実”についてのものとなっているが、いずれにせよ、原告の認否としては「争う」ということになる。

3 同（４）（１３～１４頁）に対して

被告がここで主張している真実性の対象は、原告が 12～13 頁で勝手に列挙した①～⑥の“事実”についての真実性であり、的外れである。

4 同（５）（１４～１５頁）に対して

ここにおける被告の主張の言葉遣いに、被告の見当違いが表われている。

（一）同アで被告は、「甲 6 の 2 の記載」が真実だと言うが、本来、真実性が問題となるのは、甲 6 の 2 の記載のうちの、原告が主張する摘示事実である。

つまり、本来問題にすべきなのは、上記 1 の i ～ iii の真実性である。

(二) 同イで被告は、被告が原告の批判を、「被告の攻撃ないしかく乱」であると信じることに相当性があるという。

しかし、被告の批判が「攻撃」にあたるかどうかや「かく乱」にあたるかどうかは、本件では問題になっていない。

(1) まずそもそもそもそも上記 1 の i ～ iii では、「攻撃」なる概念は出てこない。

(2) では「かく乱」についてはどうかというと、原告第 5 準備書面 10 頁で述べたとおり、甲 6 の 2 の記事は、

- ・ 原告が党をかく乱させようとして党をかく乱している

と言っているのであって、

- ・ 原告の行為によって党がかく乱させられた

と被告が評価するに止まっているのではないのである。

したがって、被告が原告の行為について、

“「かく乱」であると信じた。そのことには相当性がある。”

といくら言い募っても、それは真実相当性の主張の対象を誤っているというに帰し、要するに的外れである。

被告は、真実相当性を言いたければ、

- ・ 原告が党をかく乱させようとして党をかく乱している

ということについて真実相当性を主張立証しなければならない。

二 同 2 (15～16 頁) に対して

1 同(1) (15 頁) に対して

ここにおける被告の主張も、全くの見当違いである。

被告は、仮に抗弁を主張したいのであれば、原告の主張する事実（訴変更申立書 6 頁の 3 項参照）、即ち、

- i 自身に対する除名処分への反対意見の表明を呼びかけた原告の行為が、日本共産党に対するかく乱の動機・目的に基づいており、かつ、分派作りの動機・目的に基づいており、かつ、悪意に基づいているとの事実について公共性・公益性・真実（相当）性を主張立証する必要があるのである。
- 2 同(2)・(3) (16 頁) に対して
争う。
1 のとおり、被告は摘示事実自体の設定を間違えているので、ここにおける公共性・公益性の主張も、見当違いの“事実”についてのものとなっており、無意味である。
- 3 同(4) (16 頁) に対して
被告がここで主張している真実性の対象は、原告が 15 頁で勝手に列挙した①～③の“事実”についての真実性であり、的外れである。
- 4 同(5) (14～15 頁) に対して
ここにおける被告の主張も的外れである。
(一) 同アで被告は、「甲 6 の 3 の記載」が真実だと言うが、被告が本来問題にすべきなのは、上記 1 の i の真実性である。
(二) 同イで被告は、「被告をかく乱するもの」であると信じることに相当性があるという。
しかし、被告が本来主張すべきなのは、
i 自身に対する除名処分への反対意見の表明を呼びかけた原告の行為が、日本共産党に対するかく乱の動機・目的に基づいており、かつ、分派作りの動機・目的に基づいており、かつ、悪意に基づいているとの事実についての真実相当性である。
したがって、被告が原告の行為について
“「かく乱」であると信じた。そのことには相当性がある。”

と言っても全く意味がない。

三 同3（17～18頁）に対して

1 同（1）（17頁）に対して

ここにおける被告の主張も、的外れである。

被告は、抗弁を主張したければ、原告の主張する事実（訴変更申立書8頁の3項参照）、即ち、

“原告が、自身の除名処分を覆すための活動につき、党大会を混乱させること自体を目的としているとの事実”

について公共性・公益性・真実（相当）性を主張立証する必要がある。

2 同（2）・（3）（17頁）に対して

争う。

ここにおける公共性・公益性の主張も、見当違いの“事実”についてのものとなっている。

3 同（4）（17～18頁）に対して

被告がここで主張している真実性の対象は、原告が17頁で勝手に列挙した①～②の“事実”についての真実性であり、的外れである。

4 同（5）（18頁）に対して

ここにおける被告の主張も的外れである。

（一）同アで被告は、「甲6の5の記載」が真実だと言うが、被告が本来問題にすべきなのは、上記1のとおり、原告の主張する事実の真実性である。

（二）同イで被告は、「被告の党大会をかく乱するもの」であると信じることに相当性があるという。

しかし、被告が本来主張すべきなのは、

“原告が、自身の除名処分を覆すための活動につき、党大会を混乱させること自体を目的としているとの事実”

についての真実相当性である。

四 同 4（18 頁）に対して

被告による以上の抗弁の主張は、徹頭徹尾的外れである。

第三 同書面第 3（18～19 頁）に対して

一 同 1（18～19 頁）に対して

被告はここで、原告の反論文掲載請求につき、

“実質的には本件除名処分が無効であることを請求している”

と言うが、意味不明である。

言うまでもなく、反論文が「しんぶん赤旗」に掲載されたとしても本件除名処分が無効になるわけではないのであり、被告の上記主張は何を言っているのか皆目分らない。

被告の主張は失当である。

二 同 2（19 頁）に対して

ここで被告は、本件反論文掲載請求につき、

「被告の批判に対する原告の意見の掲載を求めるもの」

であることをもって、「名誉の回復」とはいえないという。

しかし、

「被告の批判に対する原告の意見の掲載を求めるもの」

であるとして「名誉の回復」と“いえない”ことになるのか、これもまた意味不明である。

被告から批判されたことに対して原告が自身で反論をすることは、それこそまさに原告の名誉を回復する行為にほかならない筈である。

三 同 3（19 頁）に対して
争う。

以 上